



雪の高野山 撮影：野志幸雄（近畿）

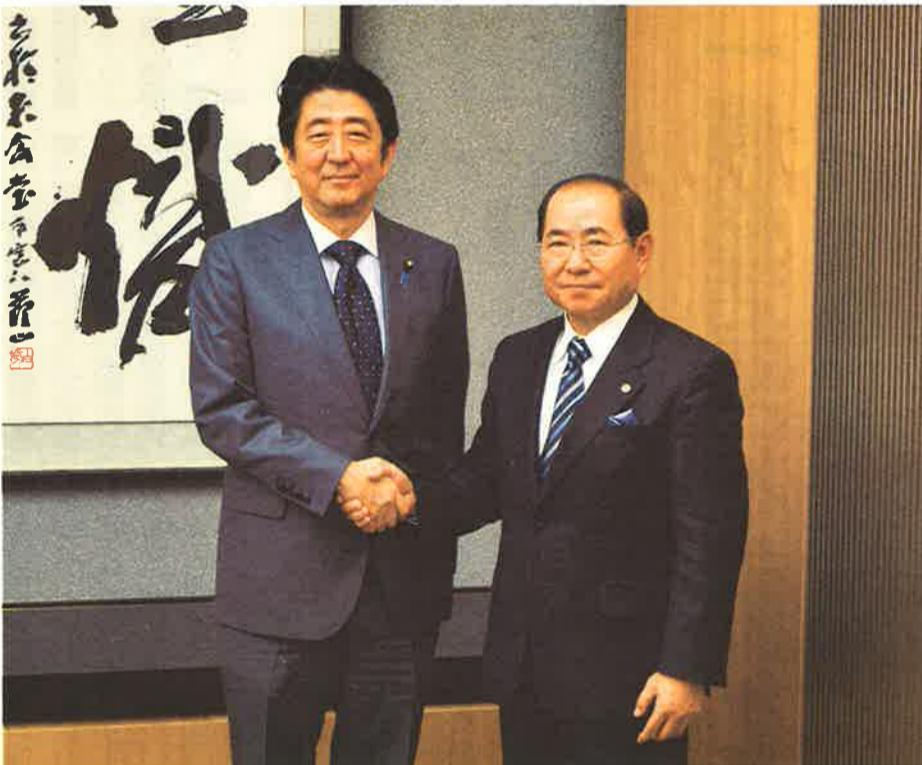
日本税政連

発行所
日本税理士
政治連盟
東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館(〒141-0032)
電話 03(5435)0910
定価 1部100円
編集発行人
池野 光弘

税理士政治連盟会員の購読
料は会費の中に含まれます。

发展へ 更なる 税理士制度の

迎春2016年



主な内容

資料・平成28年度税制改正大綱の概要	6~7面
年頭所感・小島会長、安倍首相 新春対談・小島会長と菅義偉官房長官	3~4面
6~7面	10~11面

小島会長（右）が
首相官邸において
安倍晋三内閣総理
大臣を表敬訪問
=5面

針葉樹

娘が5歳になり、ひらがなを読み文字を書くようになった。子供と書道教室へ通い始めて4年が経った。同じ文字を書くのであれば、少しでも綺麗な方が良いと思い、近所の書道教室でお習字を習う事になった。が、娘は非常に引っ込み思案な性格のため、初めての環境に馴染むまで時間がかかった。とはいっても過保護過ぎる。そこで私も一緒に通う事にした。しかし筆を握るのは25年ぶりの事で、昔のように上手く書けない。そんな時、免疫力を高めるのに書道が効果的であると知った▼慢性的ストレスが免疫反応を鈍らせる。ストレスを解消するには心を込めて今までの前にある何かに取り組むことが良いそうだ。掃除でも、じっくりコーヒーを入れることでも構わない。心地よく集中できるものなら良い。自分の一挙手一投足に意識を集中し、じっくり丁寧に行う。これは禅の瞑想にも通じる手法だとか▼真っ白な紙に筆と墨で文字を丁寧に書くことで心が整えられていく。なにかと気を使しくなる季節、ストレスから少しでも解放され健やかに過ごしたいものだ。



平成28年 明けましておめでとうございます



日本税理士政治連盟	名古屋税理士政治連盟
会長 小島 忠男	会長 前原 明弘
幹事長 小林 健彦	幹事長 栗田 敬八
東京税理士政治連盟	東海税理士政治連盟
会長 渡邊 文雄	会長 鈴木 剛
幹事長 吉川 裕一	幹事長 清水 常雄
東京地方税理士政治連盟	北陸税理士政治連盟
会長 瀧浪 貫治	会長 石黒 洋二
幹事長 鈴木 崇晴	幹事長 中野 岳
千葉県税理士政治連盟	中国税理士政治連盟
会長 富澤 康人	会長 杉山 文成
幹事長 江波戸秀記	幹事長 川本 泰清
関東信越税理士政治連盟	四国税理士政治連盟
会長 井部 俊一	会長 矢野 平八
幹事長 渡邊 輝男	幹事長 橋本 孝志
北海道税理士政治連盟	九州北部税理士政治連盟
会長 久保 直己	会長 野田 武史
幹事長 田 達満	幹事長 山嶋 寿人
近畿税理士政治連盟	沖縄税理士政治連盟
会長 池戸 俊幸	会長 中島 智喜
幹事長 谷 幹夫	幹事長 宮本 律夫
東北税理士政治連盟	南九州税理士政治連盟
会長 長末 啓輔	会長 松川 吉雄
幹事長 菊地 岩彦	幹事長 松村 陽子

済

軽減税率導入による対象品目等の取扱いをめぐる議論の中、平成33年4月にはインボイス方式を採用する財務省のHPには「請求書等保存方式」と「インボイス方式」について、現行の消費税額の計算上採用している「請求書等保存方式」は、は約425万戸者（全体の49.5%）、法人は約83.6万社（全体の9.8%）、合わせて59.3%の事業者が免税ではない。单一税率で仕入税額の計算には支障がないからである。しかし、複数税率の場合、請求書等に適用税率・税額を記載することは義務付けられていない。単一税率で仕入税額の計算には支障がないからである。しかし、平成元年消費税の導入時からあることの金額をおまけしなさい」義務付けたもの（インボイ

ス）がなければ適正な仕入税額の計算は困難であると説明されている。また「インボイス方式」は、課税事業者はインボイスの発行が義務付けられ、免税事業者は「インボイス」を発行でき、ないとも説明されている。わが国においては、個人事業者か否かはわからず、たとえば、取引先が免税事務所によって、取引から除外される可能性があることを軽視して良いものであろうか。原則として資本金1千万以下の創業会社2年間は自動的に免税事業者となるが、夢を抱き事業を営む創業者に、最初から厳しさを与えるよりも良いできているが、これから的是ではと考えるのは私だけであろうか。

日本税政連は、平成23年12月7日参考資料として財務省公表。免税事業者数は推計としている。

インボイス方式の落とし穴

日税政の小島忠勇会長は12月24日、首相官邸において安倍晋三首相を表敬訪問した。当日は日税政から内閣官房副幹事長、中川和田栄一専務理事が同

川常彦副幹事長が、日税連から神津信一會へ行した（写真）。

安倍首相を表敬訪問



税制改正大綱決定を受けあいさつ回りを実施

日税政は12月16日、あいさつ回りと、税制改正に関する陳情を行った。

与党税制改正大綱決定を受け関係議員への改訂に付いた。

内藤信子政策委員長、渡邊輝男国対委員長のほか、政策委員会から坂田亮副委員長、梯和恭副委員長が、国対委員会から遠茨城2区）をはじめとする約70人の議員に対する要請を議論していた。

久副委員長が同行し、これを機に、基準期間

期間を延長致しました。

いたことへのお礼と、

これを機に、基準期間

期間を延長致しました。

いたことへの

経済の再生と中小企業の活性化

税理士、中小企業が活力を持つる社会をつくる

卷之四



管官房長官

れ。高校卒業後上京。法政大学法学部卒。秘書 横浜市議を経て、平成8年、第41回衆議院総選挙で初当選（現在当選7回）。元総務大臣。平成24年12月から内閣官房長官。

――平成27年を振り返ると、税制や消費税への複数の影響を与えたことは、我だとうか。税理士業界はどのような年だったのでしょうか。

小島 昨年を振り返りますと、年末の税制改正大綱で、平成29年4月からしていくと思いつつ、改革の詳細な

税率の導入が決定され
日々の業界に極めて重大な
こととなります。消費税
の内容はこれから決定され
ますが、中小企業に過度

けれども、9倍近くする人が少なくなり、逆に不景気になつてますから、そういう点からして、資格業界を見ても、地方のを目指す人は、増えないのでありますから、どうやくよ、どうか。(笑)

そのようなことを私どもは掲げ、政
策に取り組んでまいりました。今年は
さうにそれを発展させる年にしたいと
思つております。

私はもともと秋田県出身ですが、小島 薩先生がお話をになりました中
秋田でも0・7倍の巡りが2、3年ずれているというの
前後だった有効求人倍率があります。確かに有効求人倍率は上
人倍率が、1・1倍になっていまがっていますが、現実はいまだ中小企
業が厳しい状況であるのに変わりはあ
す。最近驚いたのりません。

は、高知県知事と景気がよくなると民間企業の求人が
お会いしたら、高活発になって若い方がそちらを目指してしま
知県は戦後ずっとてしまい、我々のような資格業、専門
有効求人倍率が1職に就く方が少なくなるという傾向が
0倍を超えたこあります。これは少子化も影響していく
上はないとのことを思いますが、資格試験の受験者

4年目を迎えた安倍内閣が、さまざまな経済対策を進めた結果、日本経済の再生は進みつつあり、ようやくその効果が中小企業に浸透しようとする状況である。本紙では、新春号特別企画として、内閣の要である内閣官房長官を務める菅義偉議員を迎え、経済の再生と中小企業の活性化をテーマとして、小島会長との新春対談を掲載する。

はじめに——年頭のあいさつ

出席者

內閣官房長官

(自由民主党・神奈川2区) 菅 義偉

日本税理士政治連盟会
税理士による菅義偉後
同後援会幹事長
(同)

長援会会长 小島忠男
高橋 稔 新井通夫



菅官房長官を困らで

菅 昨年を振り返りますと、やはり経済の再生最優先で今日まで全力で取り組んでまいりました。結果として安倍内閣のこの3年間で、日本の経済を大きく変えることができたと思っております。

例えば有効求人倍率ですが、政権交代のときは0・8倍でしたが、昨年の暮れには1・24倍まで回復しました。

小企業の皆様に
企業から応分の
益を還元して、できる限り中小企業
の皆様の負上げにつながることを期待
しています。現実に中小企業の皆様のご
務を担当している税理士の皆様のご
労は、大変だと思います。今年は、こ
うしたこともしっかりと浸透できる
うにしたいと思っています。

これは23年ぶりの高い水準です。それ
でもこの状況は、なかなか地方に届い
てないと言われていますが、官邸を訪
問いただく全国の知事に、できる限り
お会いして聞いてみると、「地方でも
数字的によくなってきている」とのこと
です。

す。
税理士の先生方 菅 安倍内閣は、景気の好循環には、中小企業の皆様と深く関わっています。政府どす 小島 景気回復ですが、昨年の新聞れば、そうした中で2015年度税収が24年ぶりに高水

経済はようやくよしょうか。(笑)
かなり始めてきて 小島 安倍内閣の施策で景気が回復
いると思つていま しつつありますから、しばらく増えな
す。 いかもりませんね。

りいが、たゞ、美術のい、最もが長いと、和洋一元を、希望
けど、0・9倍近くする人が少くなり、逆に不景気にな
になつて、いますか。つて、くると、増えるといふことですね。
ら、そういう点か、そうなると、これからしばらく資格業
ら見ても、地方のを目指す人は、増えないので、ないで

業の皆様にしっかり配慮してほしいと必ず申し上げています。これだけ企業利益が増大していますので、中小企業の皆様が貢上げできるような環境を作つて行きたいと思っています。



菅官房長官に聞く



小島会長

中小企業に過度な負担とならない消費税制に 小島会長

用事業者については、一定割合以上の多額の設備投資を行った場合には、期首にさかのぼって原則計算への変更を認めが必要があります。少なくとも中小企業に対し、このようないい配慮が必要となると思います。

マイナンバーについては番号配布が終了し、本格運用が開始されましたので、動向を注視していきます。

参議院選挙では進展する社会の要請にこたえた税理士制度の確立と納税者のための租税制度の発展に寄与するため、日税連及び日税政の施策に理解を示し尽力していただける議員を推薦し、応援してまいります。

菅税理士会が消費税の複数税率導入について反対されたというのは承知しています。複数税率の導入時は、事業者の皆様が混乱しないように進めた

ない場合があり、小規模事業者への配慮という制度の趣旨にそぐわず、適正な課税が図られないことになります。

そこで、消費税の現行の納稅義務免除制度を廃止し、全ての事業者を課税事業者として取り扱う必要がありま

す。ただし、この場合、小規模事業者への配慮として、当該事業年度の課税率を導入し、平成33年4月にインボイス制度を導入するまでは簡単な方法とする税制改正大綱が決定されました。

日税政は、消費税は単一税率維持が望ましいと主張してきました。軽減税率導入の税制改正法案が確定された場合は、より中小企業の負担とならない消費税制となるように運動していくます。例えば、現行の消費税は、納稅義務が生じる場合や、当該事業年度の課税の有無を前々事業年度及び前事業年度により行っています。この

菅先生は、神奈川2区の選出でと南区も含めたところになりました。

菅先生が心置きなく仕事をできるよう

ともあるため、菅先生が年に1、2回に選挙は絶対心配ない形に地元を固めています。

新井 まだ幹事長になって日が浅い

ですが、地元は税理士が多いので、

4年目に入りましたが、この間1回も

横浜の自宅に泊まっていません。危機

にこちらに来ていただきてお会いさ

せていただくのは、ありがとうございます。

それは、例えば地震発生で多摩川の橋を渡れなくなることを、想定しているためです。本当に地元は年に数えるくらいしか行けなく、行ってもすぐ帰るという感じです。税理士会の皆

は税理士の皆様、そして中小企業の皆様が活力を持てる、そういう社会をつくりたいと思っています。アベノミクス

スというまさに経済政策で、国民が安

心をして生活できる、そのような仕組みを構築していくたいと思います。今

年もぜひ、ご協力をいただけますよう

お願いいたします。

菅先生が心置きなく仕事をできるよう

りいつどこで何が起るかわかりませ

ん。私が横浜の会合に出た場合も、必ずヘリコプターを配置してもらっています。

それは、例えば地震発生で多摩

健康法は早朝の散歩

——ここで少し話題を変えて、半頃まで歩きます。その後、自宅のすぐ近くの事務所でいたん仕事をします。そして自宅に戻って7時半から朝食にしています。ストレスは解消法をお伺いします。

菅 私は、鈍いですから、元々余りストレスは感じないです。ただできるだけ歩くようにしています。例えば、朝の会合の前など30分くらいは歩いています。

菅 朝の時間はとても大切にしてい

ます。最近は5時過ぎに起きて、新聞をひととおり全部読みます。6時半からNHKのニュースでトピックスを見

ります。また新聞を読み直すというのを30分以上かけて行っています。

菅 朝の時間はとても大切にしてい

ます。最近は5時過ぎに起きて、新聞をひととおり全部読みます。6時半からNHKのニュースでトピックスを見

ります。また新聞を読み直すという



老後の備えに 全税共年金

税理士と事務所職員、関与先等関係者のための拠出型企業年金保険



公的年金だけではやっぱり不安。
私たちはもう始めています、全税共年金！

<全税共年金の特長>

1. 生活設計に合わせて掛金を自由に設定できるため、無理なく無駄なく将来の設計ができます

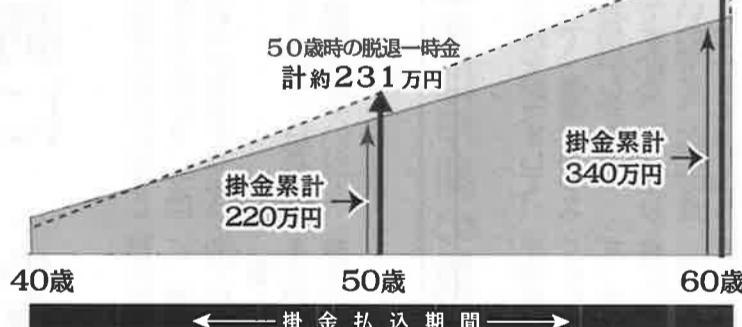
新規加入	月 払	1口5千円で2口以上40口まで
	一括払	1口10万円で任意の口数(月払と併用)
増 口	月 払	毎月お取扱い
	一括払	年2回(1月・7月)及び年金請求時のお取扱い ※一括払のみの増口も可能
減 口	月 払	年2回(1月・7月)2口以上を残し1口単位で減口可能

<加入例>

男性40歳加入、60歳(脱退)

月 払 掛 金 10,000円(2口) } に同時加入
一括払掛金 1,000,000円(10口) }

60歳時の脱退一時金
計約381万円



早めの備えで早めの安心

<給付額試算表例>

払込年数	掛け金累計額	積立金額 (脱退一時金)	基本年金月額		
			10年確定年金	15年確定年金	10年保証期間付終身年金 男性 女性
1	1,120,000円	約1,107,600円	—	—	—
3	1,360,000円	約1,365,400円	約11,970円	約8,220円	約5,710円 約4,950円
5	1,600,000円	約1,629,400円	約14,280円	約9,810円	約6,810円 約5,910円
10	2,200,000円	約2,317,100円	約20,310円	約13,950円	約9,690円 約8,410円
15	2,800,000円	約3,046,100円	約26,710円	約18,350円	約12,740円 約11,060円
20	3,400,000円	約3,818,100円	約33,470円	約23,000円	約15,970円 約13,850円
25	4,000,000円	約4,635,700円	約40,640円	約27,930円	約19,390円 約16,830円
30	4,600,000円	約5,501,300円	約48,230円	約33,140円	約23,020円 約19,980円

※表記の金額は平成27年3月1日現在の予定利率及び諸条件に基づき計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、実際のお支払額をお約束するものではありません。

2. 年金の受取方法は3種類

給付金請求時に次の3通りから選択できます。

- 10年確定年金
- 15年確定年金
- 10年保証期間付終身年金

※年金に変えて一時金でも受取ることができます。

<全税共年金取扱保険会社>
 ●第一生命 ●明治安田生命 ●日本生命
 ●住友生命 ●富国生命



※全税共年金は、自助努力による財産形成や老後保障資金の準備を目的とした団体年金保険商品です。
 ご加入いただくためには所定の加入資格が必要です。
 詳細はパンフレットでご確認下さい。
 ※パンフレットの請求・お問い合わせは左記の取扱保険会社又は全国税理士共栄会までご連絡ください。

全国税理士共栄会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333

全税共の事業は、ホームページでご案内しています。 <http://www.zenzeikyo.com/>

平成28年度

与党税制改正大綱の概要

(出典:財務省)

アベノミクス「三本の矢」を一層強化して「希望を生み出す強い経済」を確立するとともに、「夢を紡ぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」を構築するという、「新・三本の矢」により、誰もがチャンスを保障され、自己の能力を最大限に発揮することのできる「一億総活躍社会」を創り上げていく必要がある。こうした状況の下、経済の好循環を確実にする、若い世代が結婚し子どもを産み育てやすい環境を整備するといった観点からの税制上の措置等を講じる。

1. 成長志向の法人税改革～法人実効税率20%台の実現～

- 「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という考え方の下、法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減。
→収益力拡大に向けた前向きな投資や、継続的・積極的な賃上げが可能な体质への転換を促す。
- 法人実効税率の引下げ:目標としていた「20%台」を改革2年目にして実現。
従前34.62%→(平成27年度改正)平成27年度32.11%→(平成28年度改正)平成28年度29.97%・平成30年度29.74%
- 課税ベースの拡大等(平成28年度改正):「財源なき減税」を重ねることは、現下の厳しい財政事情や企業部門の内部留保(手元資金)の状況等に鑑みて、国民の理解を得られない。制度改正を通じた課税ベースの拡大等により、財源をしっかりと確保。
 - 租税特別措置の見直し(「生産性向上設備投資促進税制」の縮減・廃止等。期限切れ措置の全てについて、廃止・縮減。)
 - 減価償却の見直し(建物附属設備・構築物の償却方法を定額法に一本化)
 - 法人事業税の外形標準課税の更なる拡大(平成28年度に5/8に拡大。中堅企業への影響には十分配慮(激変緩和)。)
 - 欠損金繰越控除の更なる見直し(改革の加速化に伴う企業経営への影響の平準化)

2. 消費税の軽減税率制度の導入

- 税制抜本改革法第7条に基づく消費税率引き上げに伴う低所得者対策として、平成29年4月に、軽減税率制度を導入する。
- 軽減税率の対象品目:①酒類及び外食を除く飲食料品②新聞の定期購読料
- 軽減税率:8%(国分:6.24%、地方分:1.76%) 標準税率:10%(国分:7.8%、地方分:2.2%)
- 平成33年4月から、適格請求書等保存方式(インボイス制度)を導入する。
 - 適格請求書及び帳簿の保存が仕入税額控除の要件。適格請求書の税額の積上げ計算と、取引総額からの割戻し計算の選択制。(適格請求書等保存方式導入までの経過措置)
 - 現行の請求書等保存方式を維持しつつ、区分経理に対応するための措置を講ずる。売上・仕入税額の計算の特例を設ける。(適格請求書等保存方式導入後の経過措置)
 - 適格請求書等保存方式の導入後6年間、免税事業者からの仕入れについて、一定割合の仕入税額控除を認める。
- 財政健全化目標を堅持し、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って安定的な恒久財源を確保する。(28改正法案に以下を規定)
 - 平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保する。
 - 平成30年度の「経済・財政再生計画」の中間評価等を踏まえ、歳入及び歳出の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。
- 軽減税率制度の導入・運用に当たり混乱が生じないよう、政府・与党が一体となって万全の準備。(28改正法案に以下を規定)
 - 政府・与党に必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証し、円滑な導入・運用のための必要な措置を講ずる。
 - 適格請求書等保存方式に係る事業者の準備状況、軽減税率制度導入の簡易課税制度への影響等を検証し、必要な措置を講ずる。

3. 少子化対策・女性活躍の推進・教育再生等に向けた取組

○三世代同居に対応した住宅リフォームに係る税額控除制度の導入	・世代間の助け合いによる子育てを支援する観点から、三世代同居に対応した住宅リフォームに係り、借入金を利用してリフォームを行った場合や自己資金でリフォームを行った場合の税額控除制度を導入。
○個人の寄附税制の包括的な見直し	
・国立大学法人等への寄附	・意欲と能力のある者が希望する教育を受けられるようにする観点から、国立大学法人等の行う学生の修学支援事業のために充てられる個人寄附について税額控除制度を導入。
・公益法人等への寄附	・公益活動を促進する観点から、一定の公益性が担保され、個人寄附に係る税額控除が認められている法人について、税額控除の対象となるために必要な寄附者数の要件を事業規模に応じて緩和。
※平成27年度税制改正においては、学校法人等への個人寄附に係る税額控除の要件緩和を実施。	
○スイッチOTC葉控除(医療費控除の特例)の導入	・適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、検診、予防接種等を受けている個人を対象として、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費用についてセルフメディケーション推進のための所得控除制度(医療費控除の控除額計算上の特例措置)を導入。
○個人所得課税の見直しに向けた検討	・個人所得課税について、税収中立の考え方の下、少子化への対応、働き方の選択に対する中立性の確保等の観点から、各種控除や税率構造の総合的・一体的な見直しを丁寧に検討する。

4. 地方創生を推進するための取組

○東京圏への人口集中の是正・各地域での住みよい環境の確保

・企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）の創設	・官民挙げて地方創生のために効果的な事業を推進できるようにするために、 <u>地域再生法の改正</u> （地方公共団体（東京等を除く）が行う「効果の高い地方創生事業」を国が認定）を前提とし、当該枠組みに基づく <u>認定事業に対する企業の寄附</u> について、通常の損金算入（約3割の負担軽減）に加え、 <u>税額控除</u> （約3割の負担軽減）を創設。（合計約6割の負担軽減）
・外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充	・好調に拡大する外国人旅行者による旅行消費の経済効果を地方に波及させる観点から、外国人旅行者向け消費税免税制度の更なる拡充として、 <u>免税販売の対象となる一般物品の購入下限額を引下げ</u> （1日1店舗当たり「10,000円超」→「5,000円以上」）。
・空き家を売却した際の譲渡所得の特別控除の導入	・空き家の発生を抑制し、地域住民の生活環境への悪影響を未然に防ぐ観点から、相続により生じた空き家であって旧耐震基準しか満たしていないものに関し、相続人が必要な耐震改修又は除却を行った上で家屋又は土地を売却した場合の譲渡所得について特別控除を導入。
○地方法人課税の偏在是正	・消費税率10%への引上げに伴い、 <u>地方法人特別税を廃止</u> するとともに、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るために、① <u>地方法人税（法人住民税の一部交付税原資化）を拡充</u> 、② <u>法人事業税交付金を創設</u> 。

5. グローバルなビジネスモデルに適合した国際課税ルールの再構築等

○B E P Sプロジェクト関係	・G20アンタルヤ・サミットにおいて「B E P Sプロジェクト」（現代のグローバルなビジネスモデルに適合するよう国際課税ルールを再構築し、租税回避を防止する取組）の成果が報告され、各國における今後の実施面での取組の重要性を確認。これを踏まえ、本プロジェクトの勧告を踏まえた必要な国内法整備を、今後、段階的に実施していく。 ・平成28年度改正においては、 <u>多国籍企業情報の報告制度</u> （多国籍企業のグローバルな活動・納税実態の把握のため、各國が協調して情報収集・共有する枠組）等を構築。 ※平成27年度改正においては、国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し、外国子会社配当益不算是入制度の適正化等を措置。
○日台民間租税取決め	・日台間の投資交流を促進するため、「日台民間租税取決め」（租税条約に相当。法的効力は無し。）を取り結び（平成27年11月に署名）。 ・本取決めに規定された内容（日台間で支払われた配当等の、源泉地における課税税率の引下げ等）を日本で実施するための <u>国内法を整備</u> 。

6. 復興を支援するための取組

一平成28年度以降の「復興・創生期間」においても、復興の進捗状況を踏まえつつ、しっかりと支援を継続するため、以下の措置等を講じる。

○期限が到来する復興特区の税制の延長	・ <u>復興特区の税制</u> について、一定の見直しを行いつつ、 <u>適用期限を5年延長</u> （その際、被災地の実情等を踏まえ、一部要件緩和）。
○高台移転事業の移転元地の利活用のための土地交換に係る特例の創設	・ <u>復興整備事業の実施区域内の民有地の地権者が、その土地を区域外の公有地と交換した場合の登録免許税を免除する措置を創設</u> 。（平成28年度より5年間の时限措置）

7. その他

○車体課税の見直し	・消費税率10%段階の車体課税の見直しについて、① <u>自動車取得税（地方税）を廃止</u> 、② <u>自動車税等（地方税）の環境性能割</u> を導入。
○納税環境整備	・国税の納付手段の多様化を図る観点から、 <u>インターネット上のクレジットカードによる国税の納付</u> を可能とする制度を創設。 ・当初申告のコンプライアンスを高める観点から、 <u>短期間に繰り返して無申告又は仮装・隠蔽が行われた場合の加算税の加重措置等</u> を導入。等

第39回

日税研究賞 論文・著書募集

共催 日本税理士会連合会
公益財団法人日本税務研究センター

本賞は、租税等に関する研究の奨励及び研究水準の向上等を目的として、租税等に関する未公表論文及び既公表論文・著書を公募し、秀逸と認められたものを表彰しています。

応募要領

1. 応募論文・著書の範囲
租税法、租税制度、租税論、税務行政、税理士制度及び税務会計に関する未公表の論文及び既公表の論文・著書。
2. 未公表論文
本賞のために日本語により執筆（共同執筆を除く）されたもので本賞表彰が終了するまでの間、いかなる媒体にも公表されることがないもの。
①研究者の部：40,000字（30枚～36枚）
②税理士の部：20,000字（15枚～18枚）
③実務家の部：20,000字（15枚～18枚）
④一般の部：16,000字（12枚～14枚）
・A4判（40字×30行、横書き、10.5ポイント）
・上記字数の増減は1割を限度とする。
・表紙・目次については、枚数に含めない。
・図表・写真・参考文献等は枚数に含める。（1ページを1,200字とみなす。）
3. 既公表論文・既公表著書
論文を内容とするもので、平成27年内に公表・刊行された日本語によるもの（共同執筆を除く）。平成26年以前に公表の論文が含まれる論文集、単なる実務上の解説書の域を出ていないもの、改訂版、翻訳物及び辞（事）典類は含めない。
4. 2・3 共通事項
・論文・著書とは別に1,600字以内（A4判）の要旨を添付すること。ただし、既公表著書については、「はしがき（序文）」をもって要旨に代えることができる。
・応募論文等のうち本賞以外に応募したもの及び形式基準を満たしていないものは受け付けない。
- ◆応募期間 平成28年2月1日～3月31日 ※必着
- ◆賞金 ◆未公表論文
①研究者の部
最優秀…150万円・1点
優秀…50万円・2点
入選…20万円・2点
②税理士の部
最優秀…100万円・1点
優秀…50万円・2点
入選…20万円・2点
③実務家の部
最優秀…100万円・1点
優秀…50万円・2点
入選…20万円・2点
<既公表論文・著書>
①研究者の部
特別賞…50万円・2点
奨励賞…20万円・2点
②税理士・実務家・一般の部
特別賞…50万円・2点
奨励賞…20万円・2点
- ◆選考委員会
金子宏（東京大学名誉教授）
村井正（関西大学名誉教授）
神野直彦（東京大学名誉教授）
他に選考委員として学識経験者約20名
- 【応募の際必ず応募要領・応募票を、日税研ホームページからプリントアウトするか、または、日税研にご請求ください。】
- 公益財団法人 日本税務研究センター 第39回「日税研究賞」係 ホームページ <http://www.jtri.or.jp>
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館1F TEL. 03 (5435) 0912 (代) FAX. 03 (5435) 0914

【発表】平成28年7月10日までに文書で通知し、受賞者は日税連定期総会で表彰、優秀論文は公表します。



暮らしに役立つ全税共の会員向けサービス

お気軽にご活用ください

健康事業

ガンの早期発見には

PETを!

全国の医療機関と提携



身体の定期検査には

人間ドックを!

実績に定評のある全国の医療・検査機関と提携

基準検査のほか、オプション検査も実施



<お問い合わせ先>

全税共事務代行社：(株)日税ビジネスサービス **03-3345-0888**

優待料金でご案内

介護の悩みを電話でサポート

介護無料相談



経験豊富な看護師が介護全般に関するご相談にお応えします

～ご相談例～

- ・介護施設の種類やサービスの内容は？
- ・介護認定を受けるには？
- ・訪問介護を受けたい…等

業務委託先：損保ジャパン日本興亜ヘルスケアサービス(株)

<お問い合わせ先>

全税共会員専用フリーダイヤル **0120-009-737**

健康相談・セカンドオピニオン



理想的な健康医療サービスをご利用いただける会員制健康クラブです

～ご相談例～

- ・高度な医療が必要らしいがどうしたらしいのかわからない？
- ・専門医の意見を聞きたい…等

提携先：T-PEC(株)

<お問い合わせ先>

全税共事務代行社：(株)日税ビジネスサービス **03-3345-0888**

全税共会員は入会金が割引に

24時間365日、いつでも見守り駆けつけます

ホームセキュリティ



こんな方におすすめです

- ・最近、近所で空き巣被害が…
- ・離れて暮らしている高齢の両親が心配
- ・共働きで留守が多い…等

提携先：セコム(株)

<お問い合わせ先>

セコムホームマーケットデスク ※ **0120-756-892**

ご契約いただくと全税共会員限定の特典付

高齢者の「いつも」と「もしも」をサポート

みまもりサポート



もしものときの「駆けつけ」から、ちょっとした体調に関する「相談」まで。ご家族皆さまの安心をお約束いたします

提携先：綜合警備保障(株)

<お問い合わせ先>

ALSOXテレフォン
サービスセンター ※ **0120-39-2413**

全税共会員限定の割引有

電話による **税の無料相談**

<お問い合わせ先>

税務相談室専用ダイヤル (公財)日本税務研究センター内
(直通) **03-3492-6016**



全国税理士共栄会

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4階 TEL 03(5740)8331(代) FAX 03(5740)8333

全税共の事業は、ホームページでご案内しています。 <http://www.zenzeikyo.com/>